

# 留守家庭児童育成センター

## 学童保育の来年度利用申請を受付

留守家庭児童育成センター(以下、育成センター)は、就労等により昼間に家庭で保護者がいない児童に、放課後や夏休み等の長期休業期間中、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るため、市が設置している施設です。

**問** 育成センター課 (0798・35・3659)

- 対象** 利用資格(\*)を満たす家庭の小学1年生～3年生(障害のある児童は6年生まで。市が指定する育成センターは4年生まで)  
(\*)詳細は利用案内か市のホームページ(ページ番号:91611084)で確認を
- 時間** ▶小学校の授業日…下校時～午後5時(延長は7時まで)  
▶小学校の休業日(日曜、祝・休日を除く)…午前8時～午後5時(延長は月曜～金曜のみ7時まで) ※土曜は延長なし
- 料金** 月額8200円(延長料月額3000円) ※減免制度あり。別途要実費
- 申込** 申請書など必要書類を12月1日～28日に右表の申込先へ持参か郵送(必着)を。来年2月5日まで追加申込を受け付けますが、12月28日までに申込をした人が優先されます  
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、できる限り郵送での提出をお願いします
- 利用の決定** 申込多数の場合は提出書類をもとに、保護者が児童を育成できない状況等を点数化し、優先順位を決定。各申込先から利用の許可・不許可通知が郵送されます

| センター名               | 申込先                     | 住所・電話番号   |
|---------------------|-------------------------|---|
| 香櫨園・浜脇・用海           | 西宮YMCA(神戸YMCA西宮ブランチ)    | 〒662-0977神楽町5-23<br>☎0798・35・5987                 |
| 鳴尾                  | 三光事業団 鳴尾育成センター事務局       | 〒663-8125小松西町2丁目6-30<br>☎0798・41・4421             |
| 上甲子園・甲子園浜・夙川・大社・鳴尾東 | 労協センター事業団 西宮事業所         | 〒663-8113甲子園口3丁目5-1 A・I APTS202号<br>☎0798・67・5170 |
| 高木・高木北・高須西          | セリオ 西宮事務局               | 〒662-0034西田町1-22 NDビルハイツ206号<br>☎0798・78・3908     |
| 苦楽園・深津              | シダックス大新東ヒューマンサービス 西宮事務局 | 〒663-8184鳴尾町1丁目24-20 田中ビル3階<br>☎0798・44・3536      |
| 津門                  | ライクアカデミー(津門育成センター)      | 〒663-8245津門呉羽町5-13<br>☎0798・34・2044               |
| 瓦木                  | ライクアカデミー(瓦木育成センター)      | 〒663-8106大屋町10-20<br>☎0798・65・5443                |
| 平木                  | 日本デイケアセンター 大阪営業所        | 〒531-0075大阪市北区大淀南1丁目9-16山彦ビル3階<br>☎06・6147・5001   |
| 上記以外                | 西宮市社会福祉協議会 育成センター事業課    | 〒662-0913染殿町8-17 総合福祉センター1階<br>☎0798・36・7127      |

### 4年生を受け入れる育成センター

今津、上甲子園、瓦木、苦楽園、甲子園浜、甲東、香櫨園、夙川、高木、高木北、高須、高須西、段上、段上西、鳴尾、鳴尾東、西宮浜、樋ノ口、山口  
※受入れは4年生より1年生～3年生が優先

利用案内や申請書などは、各育成センター、各申込先、一部を除く保育所・幼稚園で配布しているほか、市のホームページ(ページ番号:91611084)からダウンロード可



## ……民設放課後児童クラブも利用を受付

民設放課後児童クラブは、民間の事業者が市の補助を受け、設置・運営する施設です。来年度は市内4カ所で運営されます(右表参照)。申込受付期間等は各事業者に問合せを。民設放課後児童クラブについて詳しくは、市のホームページ(ページ番号:22428523)でご確認ください。

**【利用資格・時間・料金】** 育成センターと同じ

**【対象】** 利用資格を満たす小学1年生～4年生



| クラブ名              | 定員  | 事業者      | 住所・電話番号                              |
|-------------------|-----|----------|--------------------------------------|
| 放課後クラブ いつざいや      | 25人 | エムステージ   | 甲東園1丁目2-1 オーチャム・ダイウメ1階 ☎0120・214・620 |
| 学童保育じゃんぶ 甲子園クラブ   | 40人 | 子ども支援ホーム | 若草町2丁目10-13 カーサカペラ1-D ☎048・253・5949  |
| アフタースクール にしのみや上ヶ原 | 40人 | 三楽       | 上ヶ原五番町6-33 ☎0798・65・3499             |
| アフタースクール丸橋        | 33人 |          | 丸橋町6-8 ☎0798・65・3499                 |

## まず事前登録を!

小学生も利用できます

# 病児保育を実施しています

- 対象** 生後6カ月～小学生(事前に医療機関を受診)
- 利用料** 1日2000円(生活保護世帯は減免制度あり)  
※①②④⑤は給食あり(500円。弁当持参)  
③は給食なし(弁当持参)
- 開所日** 月曜～金曜の午前8時～午後6時、土曜の午前8時～午後1時  
※日曜、祝・休日、12月29日～1月3日は休み
- 利用方法** 保育幼稚園支援課(市役所本庁舎7階)または各施設で事前登録の上、利用希望日の前日までに電話(③はホームページ)で予約を



市は、病気やけがなどにより保育所等での集団生活が困難な子供を一時的に預かる、病児保育事業を実施しています。利用方法や必要書類など詳しくは、市のホームページ(ページ番号:47199357)をご覧ください。

**問** 保育幼稚園支援課 (0798・35・3044)

### ◇病児保育室(ルーム)一覧

| 施設名                  | 住所・電話番号等   |
|----------------------|--|
| ①つばみの子保育園 病児保育ルーム    | 林田町8-42 ☎0798・66・6673  |
| ②西宮回生病院 病児保育室        | 大浜町1-4 ☎0798・33・0601   |
| ③あんどうこどもクリニック 病児保育室  | 名塩新町8 エコール・なじお5階 ☎0797・62・0111 <a href="https://ando-kodomo.com">https://ando-kodomo.com</a> |
| ④ニコニコ桜今津灯保育園 病児保育ルーム | 今津水波町9-8 ☎0798・31・6242   |
| ⑤高須の森 病児保育ルーム        | 高須町1丁目1-20 ☎080・2441・0014  |

### 訪問型病児・病後児保育利用料金助成制度

全国保育サービス協会加盟事業者、および内閣府「ベビーシッター派遣事業」割引券取扱事業者が実施する在宅の病児・病後児保育サービスを利用した場合、保育利用料の半額を助成します。必要書類などは、市のホームページ(ページ番号:11877571)からダウンロードできます。

- 【対象児童】** 生後6カ月～小学生(利用の前後7日以内に医療機関を受診)
- 【助成上限】** 児童1人につき年間4万円。入会金や年会費は対象外
- 【申請方法】** 利用後6カ月以内に、領収書等を添付した所定の申請書を保育幼稚園支援課へ

## 募集 来年1月15日までに申込を 来年度入学 大学奨学生(貸付)

教育委員会は、来年度入学の大学奨学生(貸付)を募集します。希望者は、所定の願書に必要書類を添えて、来年1月15日(必着)までに学事課(市役所東館7階)へ。願書は同課で配布するほか、市のホームページ(ページ番号:88394828)からもダウンロード可。

**【対象】** 経済的な理由で修学困難な学生で、来春に大学・短大・大学院に進学を希望する人または高等専門学校4年生に進級する人。保護者が市内在住の人に限り  
※家族数に応じた所得制限あり。4人家族の場合、384万円以下

**【貸付額】** 国公立は月額1万円、私立は月額1万4000円  
**【返還】** 卒業後10年間で半年ごとに均等払い。無利子

**問** 学事課 (0798・35・3817)

## ごみの再資源化に取り組む団体に奨励金

### 新規団体は登録手続きを

市は、地域で自主的に、家庭から排出される新聞やダンボールなどを回収し、ごみの減量と再資源化に取り組んでいる団体へ奨励金を交付しています。奨励金の交付には事前登録が必要ですので、希望団体は登録手続きをしてください。



- 【対象】** 次のいずれの要件も満たす営利を目的としない市内の地域団体
  - ▷世帯数20世帯以上または構成人数20人以上
  - ▷年2回以上かつ半年間に500kg以上の再生資源を回収
 ※今回の新規登録団体は、来年1月回収分から奨励金交付の対象
- 【新規登録手続き受付期間】** 12月1日～28日(毎年6・12月に受付)

**問** 美化企画課 (0798・35・8653)